

市立学校園における新型コロナウイルス感染症への対応について (報告)

1. 緊急事態宣言下（4月25日～）における対応について

市立学校園においては、引き続き警戒度を高めて感染防止対策のさらなる徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障している。

(1) 基本方針

- ① 感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する。
- ② 感染リスクの高い教育活動については、感染症への警戒度を高めた対策を実施する。
- ③ 感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援の実施等により、学びを保障する。

(2) 感染防止対策の徹底

- ① こまめな手洗いやマスクの着用、換気を徹底する。
 - ② 児童生徒等及び教職員について、毎日の登校園・出勤前の健康観察を徹底する。
本人だけでなく、同居の家族に風邪症状がある場合も、登校園・出勤させず、自宅で休養させることを徹底する。
 - ③ 給食及び昼食時は、以下の対応を徹底する。
 - i 食事の前後の手洗いを徹底する。
 - ii 飛沫を飛ばさないようするとともに、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。
 - iii 食事をする時以外は、必ずマスクを着用する。
- ※ 熱中症対策として、マスクの着用については、以下の対応を行う。
- i 気温が高い時期の登下校等においては、児童生徒等の間に十分な距離を保った上で、マスクを外すよう指導する。
 - ii 自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供には、マスクを外すよう、積極的に声をかける。
 - iii 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクは着用しない。

(3) 学校活動

① 学習活動

- i 合唱・調理実習等の感染リスクが高い活動
・児童生徒同士が近距離で声を出したり接触したりする活動を行わないなどの

感染防止対策を徹底する。

ii 体育

- ・「児童生徒が密集する運動」、「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については実施しない。

iii 水泳授業

- ・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校については、今年度は中止とする。
- ・高等学校については、緊急事態宣言期間中は実施しない。

② オンラインによる学習支援

- ・感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、保護者の希望も踏まえ、1人1台の学習用パソコン等を活用したオンライン授業（個別面談・指導、授業ライブ配信等）を実施する。
※これまで79校202人に実施（6月7日時点）。
- ・オンライン授業を希望しない場合にも、タブレットドリルや紙の教材による課題提示等により家庭学習を支援する。
- ・いずれの場合も、適宜学習状況や健康状態の確認を行う。

③ 学校園行事等

以下の学校園行事については延期または中止とする。

- i 修学旅行・野外教育活動・自然学校など泊を伴う行事
- ii 泊を伴わない校外学習で、公共交通機関や貸し切りバスを使用するもの、現地集合現地解散するもの
※これら以外の校外学習は感染防止対策を十分行ったうえで実施する。
- iii 運動会・体育大会・文化的行事（文化祭・音楽会等）
※運動会・体育大会については熱中症対策の観点から、原則9月20日までは実施しない。
- iv 授業参観、保育参観、部活動説明会など保護者が来校する行事（ただし、個別懇談会・三者面談会については、実施方法等を十分に検討し、感染防止対策を徹底した上で実施する。）

④ 部活動

i 中学校・義務教育学校

- ・原則休止とする（公式戦等、公式戦等における負傷・事故防止等のための必要最低限の練習活動及び常時マスクの着用を徹底して行える活動を除く）。
- ・練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は原則実施しない。

ii 高等学校

- ・平日週4日間、各日2時間以内とする。
- ・土日は原則休止とする（公式戦等及び公式戦等における負傷・事故防止等のための必要最低限の練習活動を除く）。
- ・練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は原則実施しない。

iii 公式戦

- ・高体連・高野連・中体連・文化関係連盟・中央競技団体等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加にあたっては、感染防止対策の徹底を図る。

(4) 心のケア等

- ・新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮する。
- ・学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神面の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

2. 市立学校園における感染確認状況と対応について

(1) 感染確認状況

令和2年6月の学校園再開以降、令和3年5月31日時点までに、児童生徒等635名、教職員80名、合計715名の感染を確認している。

<感染者数等>

	児童・生徒等						教職員	総計	
	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	高校・高専	合計			
令和2年度合計	0	143	108	2	14	267	27	294	
令和3年度合計	1	189	140	8	30	368	53	421	
	4月	1	102	78	3	16	200	31	231
	5月	0	87	62	5	14	168	22	190
総計	1	332	248	10	44	635	80	715	

<クラスターの発生（令和3年6月10日時点）>

令和2年度：3件（小学校2件、中学校1件）

令和3年度：7件（小学校1件、中学校4件、高校1件、特別支援学校1件）

(2) 現在の対応

- ① 保健所による積極的疫学調査が、当面の間、重点化されていることを踏まえ、感染可能期間中に登校園・出勤している感染者が学校園において確認された場合は、自宅待機等の措置をとる対象者及び当該学校園の一部または全部を臨時

休業とするかどうかについて、学校園の状況を踏まえて決定している。

- ② 感染者が在籍するクラスの児童生徒等に対して、濃厚接触者等に当たらない場合にも、必要に応じてPCR検査を実施している。
- ③ 短期間に複数の陽性者が発生した場合など、クラスターの発生の恐れがある場合等には、保健所による調査が行われている。